宝塚市教育委員会

学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について (令和3年(2021年)6月21日時点)

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒への、マスクの着用や日々の検温をはじめと する健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月25日に兵庫県に発令された緊急事態宣言が6月20日をもって解除されますが、感染の再拡大も懸念されるため、引き続き感染予防対策を徹底しながら教育活動を継続していきます。つきましては、学校園での感染予防について改めてお知らせするとともに、今までと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、各家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いします。

記

1 健康観察の徹底

引き続き、毎朝、体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。6月21日からは同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合でも、児童等の登校園は可能となります。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 咳エチケットの徹底(マスク等の着用等)

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いします。<u>ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるためマス</u>ク等を外してもかまいません。

また、清潔なハンカチ、ティッシュとマスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合

① 発熱(平温より高い場合)などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までに学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外(風邪や感染性胃腸炎等)の 診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

- ② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡しますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いします。
- ③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合や学校園での感染が不安な場合 【6月21日以降取扱い変更】

これまでは児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等の学校園への登校園を控えていただいていましたが、令和3年6月21日以降については、登校園を可能とします(欠席された場合は出席停止扱いとはなりません)。また、学校園での感染が不安で欠席する場合も出席停止扱いとはなりません。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合は、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園を お休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

※学校園に伝えてほしい内容について

児童等氏名、クラス、PCR 検査受検日、結果判明日、経緯、保健所(医療機関)等からの指示
① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ② 児童等又は同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等又は同居する家族が PCR 検査又は抗原検査等を受けた場合

【連絡先】○平日の午前8時30分~午後5時00分・・・・・在籍する学校園

○上記以外の時間帯(早朝、夜間、休日)・・・・0797-71-1141(宝塚市役所)

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動【6月21日以降取扱い変更】

- (1) 各教科共通
 - ① 児童等が長時間 (1回で15分以上)、近距離 (2m以内) で対面形式となるグループワーク等については、マスクを着用したうえで実施していきます。
 - ② 近距離で一斉に大きな声で話す活動については、控えます。

(2) 音楽

- ① 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにするなど、対策を講じて行います。
- ② 室内で児童等が近距離で行うリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても、同様に距離をとり、対策を講じて実施していきます。

(3) 家庭科、技術・家庭

児童生徒同士が活動する調理実習については、2学期以降に計画していきます。

(4) 体育、保健体育

- ① 原則としてマスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状態で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。
- ② 屋内外を問わず、児童生徒の健康観察の徹底を図るとともに、こまめな水分・塩分補給をさせる等、引き続き熱中症の事故防止に万全の対策を講じます。
- ③ 暑さ対策や気温に応じ、実施する体育・スポーツ活動の内容の見直しや変更も考慮にいれて活動をしていきます。

8 部活動(中学校)【6月21日以降取扱い変更】

- ① 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動(練習試合を含む)を行います。 なお、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ② 活動時間は平日2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- ③ 全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合は県外も可とします。

【夏季休業日以降】

- ① 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。なお、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ② 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせます。
- ③ 活動時間は、平日2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。

9 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課(電話0797-77-2366)、学校教育課(電話0797-77-2028)